

工 事 成 績 評 定 表

(土 木 工 事 編)

(令和 8年 4月 1日 改正)

工 事 成 績 採 点 表 (完成、指定部分完成)

工 事 名		路線等の名称					工事場所					契約金額 (最終)					管理番号															
請 負 者 名		現場代理人					主任、監理技術者					工 期					完成年月日															
考 査 項 目		専任監督員					主任監督員					総括監督員					検査員 (指定部分完成)					検査員 (完成)										
氏名		氏名					氏名					氏名					氏名															
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																										
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																										
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10													+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																										
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0													+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0													+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ																		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応																															
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0	~	0																												
6. 社会性等	I. 地域への貢献等											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点															
評定点 (6.5点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点															
評定点計		点					点					点					点															
							○指定部分完成検査があった場合: ①×0.4 + ②×0.2 + ③×0.2 + ④×0.2																									
												※但し、③(指定部分完成)が2回以上の場合は平均値																				
												○指定部分完成検査がなかった場合: ①×0.4 + ②×0.2 + ④×0.4																				
7. 法令遵守等 ※7												点																				
評定点合計 ※8		点					○評定点計 (点) + 7.法令遵守等 (点) =					点																				
8. 総合評価 技術提案		技術提案履行確認 ※9										履行 不履行 対象外																				
所 見 ※5		(専任監督員)					(主任監督員)					(総括監督員)					(検査員指定部分完成)					(検査員完成)										

- ※1 6.5点 + 加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点 (①~④) は少数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。
- ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※4 4.、5.、6. は加減評価のみとする。
- ※5 所見は必ず記載するものとする。
- ※6 各審査項目ごとの採点は、専任監督員、主任監督員、総括監督員は別紙の工事成績採点の各審査項目別運用表によるものとする。工事完成検査の評価に先立ち、専任、主任、総括監督員が記入する。ただし、250万円以上~8,000万円未満の採点は専任監督員の欄は専任監督員、主任監督員欄及び総括監督員の欄は主任監督員が記入する。
- ※7 法令遵守等の評価は総括監督員が行う。
- ※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。
- ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
- ※10 総合評価技術提案不履行の場合、法令遵守等で減点する。

細目別評定点採点表

別紙-1-2

管理番号

考查項目	細 別	①専任監督員	②主任監督員	③総括監督員	④検査員 (指定部分完成)	⑤検査員 (完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() ×0.4+2.9=点					3.3点	
	II. 配置技術者	() ×0.4+2.9=点					4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() ×0.4+2.9=点			() ×0.4+6.5=点	() ×0.4+6.5=点	13.0点	
	II. 工程管理	() ×0.4+2.9=点	() ×0.2+3.2=点				8.1点	
	III. 安全対策	() ×0.4+2.9=点	() ×0.2+3.3=点				8.8点	
	IV. 対外関係	() ×0.4+2.9=点					3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() ×0.4+2.8=点			() ×0.4+6.5=点	() ×0.4+6.5=点	14.9点	
	II. 品質	() ×0.4+2.9=点			() ×0.4+6.5=点	() ×0.4+6.5=点	17.4点	
	III. 出来ばえ				() ×0.4+6.5=点	() ×0.4+6.5=点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() ×0.2+3.3=点				7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() ×0.4+2.9=点					5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			() ×0.2+3.2=点			5.2点	
7. 法令遵守等				() ×1.0=点				
評定合計							100.0	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認			履行 不履行 対象外				

- ※ 指定部分完成検査があった場合 $(①+②+③+④ \times 0.5 + ⑤ \times 0.5) =$ 細目別評価点 (指定部分完成が2回以上の場合は④を平均する)
- ※ 指定部分完成検査がなかった場合 $(①+②+③+⑤) =$ 細目別評価点
- ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
- ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

項目別評定点

管理番号

評価項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.3)点
	II. 配置技術者	(4.1)点
2. 施工状況	I. 施工管理	(13.0)点
	II. 工程管理	(8.1)点
	III. 安全対策	(8.8)点
	IV. 対外関係	(3.7)点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(14.9)点
	II. 品質	(17.4)点
	III. 出来ばえ	(8.5)点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	(7.3)点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	(5.7)点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	(5.2)点
7. 法令遵守等		
評定点合計		100点

別紙-2-1-1

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

審査項目	細別	評価対象	評価	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般			<p>[評価対象項目]</p> <p>1. 施工計画書を工事着手前に提出している。</p> <p>2. 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p>3. 品質証明に係る体制が有効に機能している。(※品質証明員の任命、品質マネジメントシステムの導入などによる)</p> <p>4. 元請が下請の作業成果を確認している。</p> <p>5. 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</p> <p>6. 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。(※事故・災害がなければ対象としない)</p> <p>7. 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。(現場組織表で判断。現場作業所と本社間でも可)</p> <p>8. 工場製作期間における技術者を適切に配置している。(※工場製作品があるものを対象)</p> <p>9. 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法)を整えている。</p> <p>10. 施工プロセスのチェックリストで、指示事項が無い。</p> <p>11. その他</p> <p>理由: _____</p>			<p>施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		計	0 0	<p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 b</p> <p>評価値が60%以上80%未満 c</p> <p>評価値が60%未満 d</p>				
	II. 配置技術者(現場代理人等)			<p>[評価対象項目]</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>1. 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>2. 施工プロセスのチェックリストで、指示事項が無い。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>3. 現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p>4. 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>5. 監督員への報告を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <p>6. 書類を標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</p> <p>7. 契約書、設計図書、摘要すべき諸基準を理解し、施工に反映している。</p> <p>8. 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。</p> <p>9. 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p>10. 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p>11. その他</p> <p>理由: 理由: _____</p>			<p>配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		計	0 0	<p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 b</p> <p>評価値が60%以上80%未満 c</p> <p>評価値が60%未満 d</p>				

トップへ

調査項目	細 別	評価対象	評価	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理			<p>[評価対象項目]</p> <p>1. 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。</p> <p>2. 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</p> <p>3. 工事材料を、品質に影響が無いよう保管している。</p> <p>4. 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>5. 日常の品質管理を、設計図書・施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p>6. 品質管理図表及び度数表が作成され、適切である。(※測定数が15点以上のときに評価対象とする。)</p> <p>7. 現場内の整理整頓を日常的に行っている。</p> <p>8. 使用材料の品質を証明する資料(品質証明書、写真等)を整理している。</p> <p>9. 工事打合せ簿を、不足無く整理している。</p> <p>10. 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p>11. 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p>12. 設計図書の照査や、現場との相違事実が有る場合の報告等を適切な時期に行っている。</p> <p>13. 工事記録の整備が適時、的確になされている。</p> <p>14. 施工プロセスのチェックリストで、施工管理について指示事項が無い。</p> <p>15. その他</p> <p>理由：理由： _____</p>			<p>施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
			計	0	0			
	II. 工程管理			<p>[評価対象項目]</p> <p>1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した実施工程表を作成している。</p> <p>2. 実施工程表のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</p> <p>3. 現場状況の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</p> <p>4. 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>5. 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。(※取り組み・対策の有無を評価)</p> <p>6. 余裕をもって工期内完成が図られた。(※工期内に完成検査まで終えた場合に評価)</p> <p>7. 休日の確保を行っている。</p> <p>8. 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。(※急な夜間施工など)</p> <p>9. 履行報告が適切に行われている。</p> <p>10. 施工プロセスのチェックリストで、工程管理について指示事項がない。</p> <p>11. その他</p> <p>理由：理由： _____</p>			<p>工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
			計	0	0			

調査項目	種別	評価対象	評価	a	b	c	d	e		
				出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	やや不備である	不備である		
3. 出来形及び出来ばえ	I. 一般工事出来形			[評価対象項目]					出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条第2項に基づき、監督員が改造請求を行った。
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1. 建造物の機能、性能が設計図書・仕様書の定めた事項を満足している。				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2. 出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表）が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3. 出来形図が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4. 出来形管理図表が作成され適切であることが確認できる。 (※測定数が15点以上の場合に評価対象項目とする。)				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6. 写真管理基準の管理項目を満足している。				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 (※施工計画書にて社内管理規程が明記されているか)				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8. 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9. その他				
				理由:						
				<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 						
		0	0							

調査項目	種別	評価対象	評価	a	b	c	d	e																																	
				適切である	ほぼ適切である	他の項目に該当しない																																			
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[評価対象項目] 1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 3. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6. 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 7. 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 8. 社内の管理基準に基づき管理している。(※施工計画書にて社内管理基準が明記されているか) 9. 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 10. 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 11. その他 理由: _____ 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%～90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d			出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 契約書第18条第2項に基づき、監督員が改造請求を行った。																																		
	電気設備工事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					[評価対象項目] 1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2. 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 3. 写真管理基準の管理項目を満足している。 4. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 5. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 6. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 7. 設備の据付、固定方法が設計図書又は承諾図のとおり施工していることが確認できる。 8. 配管及び配線が設計図書又は承諾図のとおり敷設していることが確認できる。 9. 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けてある。 10. 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。(※施工計画書にて社内管理基準が明記されているか) 12. 測定機器のキャリブレーションを定期的の実施している。 13. その他 理由: _____ 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%～90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d			出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 契約書第18条第2項に基づき、監督員が改造請求を行った。																														
通信・弱電・その他類似工事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																								

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

調査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	(1) コンクリート 構造物工事	評 価 対 象	評 価	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
				【評価対象項目】 1. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っておりコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、7日骨材反応抑制等）が確認できる。 （※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミキストコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 2. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 5. 型枠・支保材が十分な強度と安全性を持っており、締め付け確認や剥離剤の塗布などが行われ、打設中の管理が適切である。 6. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 7. コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 8. 鉄筋の規格・品質が、証明書類で確認できる。 9. コンクリート打設までにとどろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 10. 鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。 （※鉄筋交差部が強固に結束され、結束線がかぶりに入らないように内側に折り込まれているか、等。） 11. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 12. コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足し、気候等に応じ適切に行われている事が確認できる。（日数、方法等） 13. スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14. セレナ部の処理が適切に実施されている。 15. クラックが無い。クラックがある場合であっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。 16. その他	理由： 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d				
	(2) 土工事 (切土・盛土・築堤等工事)	評 価 対 象	評 価	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
				【評価対象項目】 1. 施工に先立ち適切に丁張を設置し、また施工中にも適宜点検し精度の向上及び変状の発見に努めている。 2. 雨水による崩壊が起らないように排水対策を実施していることが確認できる。（作業終了・中断時含む。） 3. 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 4. 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 5. 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 6. 一層当たりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 7. 芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 8. 構造物周辺の締め固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 9. 土羽土の土質が適正な土質で行っていることが確認できる。 10. 品質管理に必要な各種試験を行い、適切な施工がされていることが確認できる。 11. 法面に有害な亀裂が無い。クラックや損傷部がない。 12. 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 13. その他	理由： 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d				

別紙-2-5-2

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価対象	評価値	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(3) 補強土壁工事	評 価 対 象	評 価 値	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
				[評価対象項目]				
II. 品質				1. 盛土材料の土質が適正である。 2. 盛土の締め固めを適切な条件（人力・機械・巻き出し厚・敷き均し・転圧作業等）で施工されている。 3. プレキャスト製品・材料等の品質が、工場管理資料等の品質証明資料により適切であると確認できる。 4. 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 5. 盛土の締め固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 6. その他 理由： _____				
			0 0	評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・d				
取壊し工事	(4)	評 価 対 象	評 価 値	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
				[評価対象項目]				
				1. 分別、再資源化を適切に実施している。 2. 施工計画に定められた計画により管理されている。 3. 廃棄物の処理が適切である。 4. 請負者の管理記録が整備されている。 5. 不可視部分の写真記録が適正である。 6. その他 理由： _____				
			0 0	評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・d				

別紙-2-5-3

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価対象	評	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(5) 二次製品 構造物工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質				<p>【評価対象項目】</p> <p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 仕様書に定められている品質管理が実施されている。 材料の品質規格証明書が整備されている。 JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 敷モルタルが適切に施工されている。 <p>【擁壁類（補強土擁壁は除く）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 材料の接続または、かみ合わせが適切でズレがなく、接続部からの土砂流出防止がなされている。 端部における地山とのすりつけが適切である。 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。 コンクリート擁壁工の施工にあたり、コンクリートの配合、練り混ぜ、打ち込み、締め固め及び養生が適切に行われている。 その他 <p>理由： 【用排水路・その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。 呑口、吐口、集水樋等の取付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 施設の流末は浸食、滞留が生じないよう処理されている。 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や縦目地からの漏水も見られない。 縦目部の目地モルタル・パッキン等が適切に施工されている。 製品の縦目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 その他 <p>理由：</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d</p>				
		0	0					

別紙-2-5-4

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価対象	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】	品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
	(6)	評 価 対 象	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。)		<p>【評価対象項目】</p> <p>【工場製作関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 孔開けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 検査路、落橋防止装置、配水管等の付属物のめっき、防食、塗装が適切であることが確認できる。 その他 <p>理由：</p> <p>【架設関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> クレーン、ベントなどの設置位置における地盤支持力を確認している。 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ボルトのセットを適切に管理・保管しており、出荷時の品質が施工時まで保たれていることが確認できる。 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。 支承の据付で、コンクリート面の「チャッキング」及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 査座モルタルの材料・施工が適切である。(無収縮モルタルを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している。) 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 架設に用いる仮設備及び架設用機械について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。(※架設計画書等による確認) 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。 その他 <p>理由：</p>				
II. 品質							
		0	0				
			評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a				
			評価値が80%以上90%未満・・・・ b				
			評価値が60%以上80%未満・・・・ c				
			評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価対象	評 価	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	(7) 塗装工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
II. 品質				[評価対象項目] 1. 塗装作業にあたり塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 2. カリを入念に実施していることが確認できる。 3. 天候状況の確認、気温及び湿度の測定をおこない、塗装作業を行っていることが確認できる。 4. 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 5. 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油膜等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6. 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7. 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8. 溶接部、ふしの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 10. その他 理由： _____					
			0	0	評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・d				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

調査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(8) 護岸・根固・水制工事	品質		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目] 1. 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 2. 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。 3. 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 4. 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び、水密性を確保していることが確認できる。 6. 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7. 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8. 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9. 使用材料の品質が証明書類で確認できる。 10. 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 11. コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 12. 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滲水は、排除して施工していることが確認できる。 13. 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14. 有害なクラックが無い。 15. 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意を払っている。 16. その他 理由： 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			0 0					
	(9) 海岸工事	品質		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目] 1. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 2. コンクリートの運搬、打設、締め固め及び養生が、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3. 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 5. 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 6. 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 7. 吸出し防止材を所定の幅で重ね合わせており、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8. ブロック・捨石の据付について、強度の凸凹がなく、かみ合わせが良く安定している。 9. 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 10. 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 11. その他 理由： 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			0 0					

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価対象	評	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	(10) 砂防構造物工事及び地すべり防止工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
II. 品質	(集水井戸工事を含む)			<p>【評価対象項目】</p> <p>【共通】</p> <p>1. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っておりコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、7日骨材反応抑制等）が確認できる。</p> <p>2. コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p>3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバレーラの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリートを含む）</p> <p>5. コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>6. 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。</p> <p>7. 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。</p> <p>8. 地山との取り合わせが適切に行われている。</p> <p>9. 鉄筋または鋼材の規格が証明書類で確認できる。</p> <p>10. アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。</p> <p>11. ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。</p> <p>12. ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。</p> <p>13. クラックが無い。クラックがある場合でも、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。</p> <p>【砂防構造物工事に適用】</p> <p>14. 施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>15. コンクリートを打ち込む基礎岩および水平打継目のコンクリートは、吸水させ湿潤状態にし、モルタルを塗りこむように敷設している。</p> <p>16. コンクリート打設方法が適切である。（打込み高さ・一層厚さ・締固め・1リフト高さ・打継ぎ目処理・養生 等）</p> <p>17. 工場製作部分について、原寸、工作、溶接に関する事項が適切に記録されている。</p> <p>18. 鋼製部材の現場塗装において、時期・素地調整・塗装方法・塗膜状況が適切であることが確認できる。</p> <p>19. 工事銘版、施設銘板が適切にとりつけられている。</p> <p>20. その他 理由:</p> <p>【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】</p> <p>21. アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。</p> <p>22. ライフプレートとの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。</p> <p>23. ライフプレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。</p> <p>24. 集・排水ボリング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。</p> <p>25. 抑止杭工について、排出土および掘削時間等から、地質の状況が記録され、基岩又は固定地盤面の深度が確認できる。</p> <p>26. その他 理由:</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・・ c</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d</p>					
		0	0						

別紙-2-5-8

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価対象	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。	品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
			a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(11) コンクリート橋工事 (PC及びRCを対象)		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕				
II. 品質			1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 2. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等が適切に行われている。（寒中及び曇中コンクリート等を含む） 5. 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 6. 鉄筋の規格・品質が証明書類で確認できる。 7. 鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8. コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 9. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 10. スパースの材質が適正で、品質が確認できる。 11. スパースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 12. プレキャストのプレアクション管理が適切に行われている。 13. 装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。 14. 緊張及びクラック管理が適切に実施されている。 15. プレストレッキング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 16. 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。 17. プレキャストブロックの損傷対策が適切である。（※取卸し時において、ブロック接合面等を十分保護している。） 18. プレキャストブロックの接続施工が適切である。 19. クラックが無い。クラックがある場合であっても、進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づく適切な処置を行っている。 20. 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。 21. 沓座モルタルの材料・施工が適切である。（無収縮モルタルを使用、打設前に座面を湿润状態にし、また確実に充填されるよう注意している。） 22. 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。 23. その他				
			理由:				
			評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a				
			評価値が80%以上90%未満・・・・ b				
			評価値が60%以上80%未満・・・・ c				
			評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d				

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

審査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(12) 舗装工事 (改良系)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質				<p>【評価対象項目】</p> <p>【路床・路盤工関係】</p> <p>1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。</p> <p>2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を2.0cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。</p> <p>3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。</p> <p>4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。</p> <p>5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p>6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。</p> <p>7. 路床・路盤工の「ブルーリング」を行い、ローマーカーがないことが確認できる。</p> <p>8. 路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。</p> <p>9. その他 理由:</p> <p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p>10. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。(アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く。)</p> <p>11. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>12. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。</p> <p>13. 舗設後、交通開放を適切に行っている。</p> <p>14. 舗装の各層の縦き目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。</p> <p>15. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。</p> <p>16. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。</p> <p>17. プライムコート、タックコートが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。</p> <p>18. プライムコート、タックコートが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。</p> <p>19. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。</p> <p>20. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。</p> <p>21. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。</p> <p>22. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。</p> <p>23. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。</p> <p>24. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。</p> <p>25. その他 理由:</p> <p>【コンクリート舗装工関係】</p> <p>26. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 (※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミキストコンクリートを用いる場合に評価対象とする。)</p> <p>27. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>28. コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ、空気量等が確認できる。</p> <p>29. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>30. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。</p> <p>31. 材料が分離しないようコンクリートを敷き均している。</p> <p>32. チェア、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>33. 目地の設置位置・構造が適正であることが確認できる。</p> <p>34. その他 理由:</p> <p>【共通】</p> <p>35. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。</p>				
				0	0			
				評価値が90%以上・・・a	評価値が80%以上90%未満・・・b	評価値が60%以上80%未満・・・c	評価値が60%未満・・・d	

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(13) 舗装工事(修繕系)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質				<p>【評価対象項目】</p> <p>【路床・路盤工関係】</p> <p>1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。</p> <p>2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。</p> <p>3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。</p> <p>4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。</p> <p>5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p>6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。</p> <p>7. 路床、路盤工のプル・フォロウを行い、ローマーカーがないことが確認できる。</p> <p>8. 路床・路盤工において、現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。</p> <p>9. 路上再生路盤工において、施工時の添加材料の噴出量等が設計どおりであることが資料で確認できる。</p> <p>10. その他 理由:</p> <p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p>11. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。(アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く。)</p> <p>12. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>13. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。</p> <p>14. 舗設後、交通開放を適切に行っている。</p> <p>15. 舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。</p> <p>16. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。</p> <p>17. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。</p> <p>18. プライムコート、タックコートが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。</p> <p>19. プライムコート、タックコートが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。</p> <p>20. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。</p> <p>21. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。</p> <p>22. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。</p> <p>23. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。</p> <p>24. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。</p> <p>25. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。</p> <p>26. その他 理由:</p> <p>【共通】</p> <p>27. 工法の適否や、変更・追加等の有無を確認するために、施工前・中などにおいて現地調査を十分に行っている。</p> <p>28. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が80%未満・・・・・・ d</p>				
			0					

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(14) 法面工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質				<p>【評価対象項目】</p> <p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工基面が平滑に仕上げられている。 2. 設計図書に示されている法勾配で適切に施工されている。 3. 施工面の浮石除去・除根等が適切におこなわれている。 4. 吹付け材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. 吹付け技能工（ノズマン・ガンマン）の技量が適切であることが確認できる。 6. 法面の変状を常に監視し、施工している。 <p>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 土壌試験を実施し、施工に反映している。 8. ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 9. 吹付け厚さが均等である。 10. 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 11. 法面端部付近にラケデックを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。 12. 基材の配合が適切であることが確認できる。 13. 吹付完了後、保護養生が行われている。（養生材吹付、散水養生 等） 14. その他 理由：_____ <p>【コンクリート、又はモルタル吹付工関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 15. 金網の重ね幅が10cm以上確保されている。 16. 拡張アンカー鉄筋が、仕様書のとおり施工されていることが確認できる。 17. 吹付け厚さが均等である。 18. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 19. 跳ね返り材料が適切に処理されている。 20. 吸水性の吹付け面の場合に、事前に吸水させていることが確認できる。 21. 法面端部付近にラケデックを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。 22. 水抜管を湧水部や凹部に配慮して設置している。 23. その他 理由：_____ <p>【打法枠工関係（現場打・プレキャスト・現場吹付等）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 24. アンカーが適切に施工されていることが確認できる。（長さ、定着等） 25. 配筋状況が適切である。 26. 打継ぎ目の施工が適切である。（打継ぎ目は水洗いやセメントペーストにより付着性の向上を図っている。） 27. 現場養生が適切に行われている。 28. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 29. アンカーと枠の連結や、枠のかみ合わせが適切である。 30. 枠と法面間の処理が適切で、密着していることが確認できる。 31. 枠内に空隙がないことや、中詰め材が沈下・流出していないことが確認できる。 32. 層間にはく離がないことが確認できる。 33. 跳ね返り材料が適切に処理されている。 34. その他 理由：_____ 				
			0	0	評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d			

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

調査項目	工種	評価対象	評	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(15) 舗装工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質				[評価対象項目] 1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 2. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. コンクリート打設について、施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法等を行っている。 5. 鉄筋又は鋼材の規格が証明書類で確認できる。 6. コンクリート打設までの鉄筋、鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 7. 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 8. 金網の継ぎ目を15cm（一目）以上重ね合わせていることが確認できる。 9. 吹付コンクリートは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 10. 吹付コンクリートの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。 11. 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種類・規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12. ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 13. ロックボルトの地山との定着方法が適切である。 14. インハート工において、掘削状況、打設方法が適切である。 15. 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 16. 覆工コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。 17. 逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。 18. 常に切羽及び地表面の状況を確認して施工していることが確認できる。 19. 裏込め注入の施工時期・方法が適切で、状況がデータで確認できる。 20. その他 理由： 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d				
			0	0				

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(18) 標識・区画線設置工事・防護柵(網)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 【評価対象項目】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質				1. 防護柵設置要綱、視線誘導標設置要綱、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 2. 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。 3. 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 4. 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。 5. 基礎設置箇所について地盤の耐力を把握して、施工していることが確認できる。 6. 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7. ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 8. ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 9. ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 10. 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11. 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 12. 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 13. プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 14. 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15. その他 理由： _____				
			0 0	評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				

検査項目	工種	評価対象	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(19) 浚渫・覆砂工事		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 【評価対象項目】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質			1. 着手前の測定の記録・保存が適正である。 2. 施工前、施工中の水象・気象の資料が整備されている。 3. 土砂量の検収・計測が的確に行われている。 4. 機械の選定及び組み合わせが適切である。 5. 周辺環境に配慮し、水質汚濁防止・水質監視等が行われている。 6. 浚渫高さ（覆砂厚）、すりつけが規格値内に納まる仕上がりである。 7. 覆砂の品質資料が適切に整理されている。 8. その他 理由： _____ 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				
		0	0				

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(20) 港湾築造工事(浚渫・漁港築造工事を含む)他工種を組み合わせ			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 【評価対象項目】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質				1. 材料の品質及び形状が、設計図書等と整合しており証明書が整備されている。 2. 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 3. 海中土工の施工上の注意点(仕様書による)が守られている。 4. 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 5. マットが破損なく施工され、記録等により確認できる。 6. 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録等により確認できる。 7. 使用材料に損傷及び補修痕がない。 8. ケーブの進水、仮置、曳航及び回航の施工上の注意事項(仕様書等による)が守られている。 9. ケーブの据付及び中詰の施工上の注意事項(仕様書等による)が守られている。 10. コンクリートブロックの据付の施工上の注意事項(仕様書等による)が守られている。 11. 付属工の施工上の注意事項(仕様書等による)が守られている。 12. 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 13. その他 理由: _____				
				評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				
		0	0					

審査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(21) 基礎工事 (地盤改良等を含む)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 【評価対象項目】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質				<p>【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 杭等の規格・品質を確認できる資料が整理されている。 杭の運搬・保管状態が適切で、損傷および補修跡がないことが確認できる。 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。 配筋、スチールの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ラiserプレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。 溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 場所打杭について、トレー管をコンクリート内に2m以上挿入し施工していることが確認できる。 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等、設計図書を満足していることが確認できる。 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 スライムの除去を確実にしていることが確認できる。 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 杭先端処理が適切に行われていることを示す資料が確認できる。 強度確認、セメントの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 既成杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 杭頭処理について、杭本体を損傷していないことが確認できる。 その他 理由： _____ <p>【地盤改良関係（サト・砕石・レーン、ペーパードレーン、サトコンパクション、ロッドコンパクション等含む）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認でき、削孔機械の据付が安定している。 改良材の品質・使用量が管理され、設計図書の使用を満足していることが確認できる。 改良材の配合、比重、噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 事前に土質試験等を実施し、改良材の選定、必要量の設定等を行っていることが確認できる。 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 施工管理方法が施工計画書等に記載され、整備されている。 施工記録が整理され、適切な施工が確認できる。 改良体の形状寸法が設計図書を満足していることが確認できる。 控工の施工上の注意事項（仕様書による）が守られている。 その他 理由： _____ <p>評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d</p>				
		0	0					

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(22) 仮設工工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目]		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II 品質				1. 使用材料の品質確認資料が整理されている。 2. 運搬・保管状態が適切で、使用材料のそり・ゆがみ・傷等がない。 3. 組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。 4. 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。 5. 継杭・継矢板における溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6. 腹起しの設置状況が適切である。 (施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持し、また矢板と十分密着させている。) 7. 控え板・タイロッドの取り付け状況が適切である。 8. 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。 9. 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。 10. 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 11. その他 理由: _____				
			00	評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満..... b 評価値が60%以上80%未満..... c 評価値が60%未満..... d				

検査項目	工種	評価対象	評	計	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(23) 下水道工事				品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質					<p>【評価対象項目】</p> <p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> マンホール用品の規格・品質がミットで確認できる。 管渠の規格・品質がミットで確認できる。 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミクスコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） コンクリート打設時の必要な供試体を探取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレタの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 施工基盤面が良好であることが確認できる。 管渠の接合状態が良好であることが確認できる。 <p>【開削工】</p> <ol style="list-style-type: none"> 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 埋め戻し材料の品質が確認できる。 アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 その他 理由： _____ <p>【推進工】</p> <ol style="list-style-type: none"> 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 推進作業等がデータで確認できる。 裏込めの注入状況が確認できる。 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 その他 理由： _____ <p>【シールド工】</p> <ol style="list-style-type: none"> セグメントの規格・品質がミットで確認できる。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 二次コンクリート打設前にあたり、作業員の技量確認を行っている。 常に切羽及び地表面の状態を確認して施工されていることが確認できる。 シールド推進作業等がデータで確認できる。 裏込め注入状況がデータで確認できる。 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 その他 理由： _____ <p> 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%～90%未満・・・・・・・・・・ b 該当項目が60%～80%未満・・・・・・・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・ d </p>				
		0	0						

考查項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(24) 電線共同溝工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目]		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II 品質				1. 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 2. 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 3. フラット出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 4. 特殊部の施工基面の支持力が均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 5. 特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 6. 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7. 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 8. 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9. 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 10. その他 理由： _____				
			00	評価値が90%以上・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d				

考查項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	(25) 維持工事 (清掃工、付属物工、除雪、応急処理等)			<p>[評価対象項目]</p> <p>1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜的確に行っていることが確認できる。</p> <p>2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>4. 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。</p> <p>5. 理由： _____</p> <p>6. 理由： _____</p> <p>7. 理由： _____</p> <p>8. 理由： _____</p> <p>●判断基準 該当項目が5項目以上・・・a 該当項目が3項目以上・・・b 該当項目が2項目以下・・・c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			0	0				
	(26) 修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)			<p>[評価対象項目]</p> <p>1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</p> <p>2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>4. 施工後のメカニクスに対する提言や修繕#1等々を勘案した提案等を行っていることが確認できる。</p> <p>5. 理由： _____</p> <p>6. 理由： _____</p> <p>7. 理由： _____</p> <p>8. 理由： _____</p> <p>●判断基準 該当項目が5項目以上・・・a 該当項目が3項目以上・・・b 該当項目が2項目以下・・・c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
			0	0				

審査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(27) 機械設備工事			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。
II. 品質				【評価対象項目】 1. 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 2. 設備の機能及び性能が、設計・承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 3. 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4. 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 5. 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6. 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 7. 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 8. 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 9. 電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 10. 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 11. 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 12. 二次コンクリートの配合試験及び試験練を実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 13. バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 14. 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 15. 回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしていることが確認できる。 16. 構造物劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 17. 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 18. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 19. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 20. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。 21. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備している。 22. 完成図書・取扱説明書において、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 23. その他 理由： _____ 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d				
			0	0				

3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	工種	評価対象	評価	a			b			c			d			e								
					適切である			ほぼ適切である			他の評価に該当しない			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。								
					[評価対象項目] 1. 製作着事前に、品質や性能の確保にかかる技術検討が実施していることが確認できる。 2. 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。 4. 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 5. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 6. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 7. 操作スイッチや表示灯が設計図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 8. ケابل及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 9. 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10. 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作業が確認できる。 11. 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12. 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 13. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 14. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。 15. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 16. その他 理由： 評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d																				
					(29) 通信・弱電・その他類似工事																				
					[評価対象項目] 1. 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 2. 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥が無く満足している。 4. 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6. ケابل及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 7. 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 8. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 9. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 10. 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 11. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 12. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。 13. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 14. その他 理由： 評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d																				

検査項目	工種	評価対象	a	b	c	d	e										
3. 出来形及び出来ばえ	(30) 上記以外の工事又は合併工事	評価対象	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 〔評価対象項目〕		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。										
II. 品質		<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>											1.理由： 2.理由： 3.理由： 4.理由： 5.理由：				
		<table border="1"> <tr><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	0	0	評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d												
0	0																
			※ 主たる工種の検査事項で検査し、最大検査項目は5項目とする。														

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(専任監督員)

考査項目	細別	工 夫 事 項	【その他】
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施工】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 5. 設備工事における加工や組立等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫。 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 11. 盛土の締固度、杭の施工高さの管理に関する工夫。 12. 施工計画書の作成、写真管理等に関する工夫。 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 15. I C T (情報通信技術) を活用した情報化施工を取り入れた工事。 16. (1) 3次元起工測量 17. (2) 3次元データによる施工計画 18. (3) ICT建設機械による施工 19. (4) 3次元出来形管理等の施工管理 20. (5) 3次元データの納品 21. 遠隔臨場を実施した工事。 22. 特殊な工法や材料を用いた工事。 23. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【新技術活用・あいくる材活用】</p> <ol style="list-style-type: none"> 24. 請負者からの提案によるNETIS登録技術の活用、あいくる材の活用。 <p>【品質】</p> <ol style="list-style-type: none"> 25. 土工、設備、電気の高品質向上に関する工夫。 26. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 27. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品の使用材料に関する工夫。 28. 配筋、溶接作業等に関する工夫。 <p>【安全衛生】</p> <ol style="list-style-type: none"> 29. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 30. 安全を確保するための仮設備などに関する工夫。 (落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 31. 安全教育、技術向上委員会、安全パトロールに関する工夫。 32. 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 33. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 34. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 35. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 36. 環境保全に関する工夫。 	<ol style="list-style-type: none"> 37. 建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準にかかる評価対象項目①を達成。(評価基準は建設企画課HP参照。2023年4月1日以降に契約した工事に適用。) 38. 建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準にかかる評価対象項目②～⑤を全て達成。(評価基準は建設企画課HP参照。2023年4月1日以降に契約した工事に適用。) 39. 理由: _____ 40. 理由: _____ 41. 理由: _____ 42. 理由: _____ 43. 理由: _____ 44. 理由: _____ 45. 理由: _____ <p> 加点合計が1点・・・・・・・・・・・・・評点1点 加点合計が2～4点・・・・・・・・・・・・・評点2点 加点合計が5～8点・・・・・・・・・・・・・評定3点 加点合計が9～12点・・・・・・・・・・・・・評定4点 加点合計が13～17点・・・・・・・・・・・・・評定5点 加点合計が18～23点・・・・・・・・・・・・・評定6点 加点合計が24点以上・・・・・・・・・・・・・評定7点 </p>
記述評価 (加点数を選択した評価内容を詳細記述)	<p>加点合計: 0 点</p> <p>評点: 0 点</p>	<p>【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載</p>	

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。但し評価については検査員との合議とする。
 また、設計積算中に含まれると判断される施工・品質管理、安全衛生対策を超えた工夫に対し、その工夫の効果が認められるものに限り評価する。
 ※2. 評価は各項目において1, 2点で評価し、最大7点の評点とする。
 ※3. 該当する数と重みを勘案して評価し加点を入力すること。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
 ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、「その他」に具体的に記載して加点する。「工事特性」との二重評価は行わない。

工事成績採点の考査項目別チェック表 (2)

管理番号

(主任監督員)

2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	評 定 (該当数)	a	b	c	d	e			
			5項目以上	3項目程度	2項目程度	やや不備	不 備			
	項 目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>								
4. 工事特性	Ⅲ. 安全対策	評 定 (該当数)	a	b	c	d	e			
			4項目以上	2項目程度	1項目程度	やや不備	不 備			
	項 目 該当項目	1 2 3 4 5 6 7					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>								
	キーワード評価	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>							
	評 点 : (+20点~0点)	【工事特性のキーワードの詳細】								

※下記の評価項目を参考にa～eを評価する。

(主任監督員)

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 隣接する他の工事などとの積極的な工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 工程管理に係る積極的な取り組みが見られたことにより、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 工事施行箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 実施工程表のフォローアップを行っており、工程管理に特別な工夫が行われている。 履行報告に特別な工夫が行われている。 その他 <p>理由：</p>						
		0	<p>● 判断基準</p> <p>該当項目が5項目以上.....a</p> <p>該当項目が3～4項目.....b</p> <p>該当項目が2項目以下.....c</p>			
	III. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設労働災害、及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 安全衛生を確保するための管理体制を整備し組織的に取り組んだ。 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 その他 <p>理由：</p>						
		0	<p>● 判断基準</p> <p>該当項目が4項目以上.....a</p> <p>該当項目が2～3項目.....b</p> <p>該当項目が1項目以下.....c</p>			

考査項目	細 別	技術力キーワード一覧表	【 事例 】 具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応 【■施工規模の大きさへの対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3. その他 理由： _____ <p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程に大きな影響を受ける工事 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 8. 緊急時に対応が必要な工事 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 10. その他 理由： _____ 	<p>(1. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切土、盛土、掘削土量 5万㎡以上 又は切土高（直高） 20m以上、盛土高（直高）10m以上 ・ 護岸高（直高） 5m以上 ・ 浚渫工（港湾） 20万㎡以上 ・ 堰、水門、最大径間長 20m以上又は径間数 2系間以上 ・ トンネル(開削工法) 高20m以上 ・ 海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深5m以上 ・ 砂防ダム 10m以上 ・ 橋梁上部工 最大支間長 80m以上 ・ 下水道管渠(推進工) 400m以上/トン ・ 下水道中継ポンプ場(固定ポンプ場、マキル形式ポンプ場は除く) ・ 下水道処理場(備内ポンプ場、沈砂池、水処理施設及びこれらと同規模工事) <p>(2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。←自ら実施した場合。 ・ 鉄道に隣接した橋脚の新築補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・ 供用中の道路トンネルの拡張工事。 <p>(3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 <p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・ 市街地等の草屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。←工法の提案があった場合。 <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・ 地元調整や環境対策などの制約が多い工事。 <p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地での夜間工事。 ・ D I D地区での工事。 <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日交差量が概ね1万台以上の道路で片側通行の交通規制をした工事。 ・ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。←標識車は除く。 <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。←受注者原因の緊急作業は除く。 <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業現場が広範囲に分布している工事。←一点在範囲の距離が直径1km程度を超えない範囲を1ヶ所として3ヶ所以上の場合。 <p>(10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工キーワードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。←積算に反映した場合は評価しない。 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要な工事。←社会通念上対応が必要な工事は除く。 <p>・ 築堤高（堤内地盤高から計画堤防高の差）5m以上</p> <p>・ 樋門、樋管 15m以上</p> <p>・ 揚排水機場 1500mm以上</p> <p>・ トンネル(トンネル) 径10m以上</p> <p>・ トンネル(沈埋工法)300m以上</p> <p>・ 流路工 50m/s以上</p> <p>・ 橋梁下部工 高さ15m以上</p> <p>・ トンネル(NATM) 内空断面積 80㎡以上</p> <p>・ 地滑り防止工</p> <p>・ 治水ダム(転流工を含む) 30m以上</p> <p>・ 土留工、締切工(直高) 5m以上</p> <p>・ 下水道管渠(ポンプ)</p>

	<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15. その他 理由: _____</p>	<p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川内の橋脚工事において、地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。一自ら実施した場合。 施工不能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 滞水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 <p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。←5m以上の高低差の命綱使用工事。 斜面土又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策の安全対策を必要とした工事。 土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴重な動植物に対する配慮のため、工種や施工方法に制約を受けた工事。 <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
	<p>IV 長期工事における安全確保への対応</p> <p>16. 12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)※但し、文書注意に至らない事故は除く。 17. その他 理由: _____</p>	<p>【工事特性のキーワードの詳細を記入】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>
<p>評価</p>	<p>加点合計: 0 点</p> <p>評 点: 0 点</p>	

(20**--000-15)

「記入方法」該当する項目の加点数を演算すること

※1. 工事特性は、最大20点の評点とする。

※2. 専任監査員が評価する「5. 前置工事」上の二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、専任監査員等の意見も参考にし、検査員との合議のうえ評価する。

※4. 1項目1点を自発とする。

工事成績採点の考査項目別チェック表 (3)

管理番号

(総括監督員)

6. 社会性等	I. 地域への貢献度	評定 (該当数)	a				a'				b			b'			c								
			5項目以上				4項目以上				3項目以上			2項目以上			1項目以下								
		項目 該当項目	1	2	3	4	5	6	7	8	(理由 :)														
7. 法令遵守 等	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり	措置内容										適応事例番号													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9														
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1		2		3		4		5		6		7	
	-20	-15	-13	-10	-8	-5	-3	-10	0	9		10		11		12		13		14		15			
総合評価 技術提案	技術提案履行確認																								

【記入方法】 該当する項目の□に✓マークを記入する。

調査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	1. 地域への貢献度	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 2. 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 3. 地域生活に密着したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 4. 地域が主催するイベント(前記3を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 5. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。 6. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。) 7. (建築工事) 評価対象の週休2日工事に取り組んだ。 8. その他 <p>理由:</p>				
		<p>0</p> <p>● 判断基準</p> <p>該当項目が5項目以上..... a</p> <p>該当項目が4項目..... a'</p> <p>該当項目が3項目..... b</p> <p>該当項目が2項目..... b'</p> <p>該当項目が1項目以下..... c</p> <p>※請負者からの提出を受け評定を行う。</p> <p>※実施した項目が、地域貢献として認められたものを評価する。</p> <p>※工事に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。計画的・組織的に行った活動で、社会的にも評価されることが客観的に判断できるものとする。</p>				

[トップへ](#)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																						
7. 法令遵守等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措 置 内 容</th> <th style="text-align: center;">点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">- 20点</td> </tr> <tr> <td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 15点</td> </tr> <tr> <td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 13点</td> </tr> <tr> <td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 10点</td> </tr> <tr> <td>5. 文章注意</td> <td style="text-align: center;">- 8点</td> </tr> <tr> <td>6. 口頭注意</td> <td style="text-align: center;">- 5点</td> </tr> <tr> <td>7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。）</td> <td style="text-align: center;">- 3点</td> </tr> <tr> <td>8. 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった</td> <td style="text-align: center;">- 10点</td> </tr> <tr> <td>9. その他 理由.....</td> <td style="text-align: center;">- 点</td> </tr> <tr> <td>10. 項目該当なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	措 置 内 容	点 数	1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	5. 文章注意	- 8点	6. 口頭注意	- 5点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。）	- 3点	8. 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった	- 10点	9. その他 理由.....	- 点	10. 項目該当なし	
措 置 内 容	点 数																						
1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点																						
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																						
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																						
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																						
5. 文章注意	- 8点																						
6. 口頭注意	- 5点																						
7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。）	- 3点																						
8. 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった	- 10点																						
9. その他 理由.....	- 点																						
10. 項目該当なし																							
該当項目なし 0 点 ① ② ③ ④ ⑤	<p>本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、当該工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適用事例で上表の措置があった場合に適用する。 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する</p> <p>④ 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8.の項目で減ずる措置をおこなう。（-10点） 「時間的制約を受ける公共土木工事」で、受注者の責により施工時間を逸脱して作業を行った場合は、9.その他の理由欄に記載し評価点を入力する。（-10点）</p> <p>【上記で評価する場合の適用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に承継した。 ・ 3. 使用人等に関する労働条件に問題があり送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 ・ 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ・ 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 ・ 10. 下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理の処分が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 ・ 15. 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請負契約を締結した。（発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合） ※愛知県公共工事請負契約款第7条の1 																						
トップへ																							

別紙-4-2-1

検査項目	細 別	評価	評価	a	a'	b	b'	c	d	e
出来ばえ I. 出来形	一般土木工事			<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の機能、性能が設計図書・仕様書の定めた事項を満足している。 2. 出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表)が出来形管理基準により作成され適切であることが確認できる。 3. 出来形図が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。 4. 出来形管理図表が作成され、適切であることが確認できる。(※測定数が15点以上の場合に評価対象項目とする。) 5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6. 写真管理基準の管理項目を満足している。 7. 社内の管理基準が明記されている。 8. 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 9. その他 <p style="text-align: center;">理由： _____</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ・ 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		0	0	<p>● 判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が95%以上・・・・・・・・ a 評価値が90%以上95%未満・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・ d 						

[トップへ](#)

別紙-4-3-1

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

			(検査員)				
調査項目	工種	評価対象	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	(1) コンクリート 構造物工事	評価対象	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			[評価対象項目] 1. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っておりコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 （※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミックスコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 2. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 5. 型枠・支保材が十分な強度と安全性を持っており、締め付け確認や剥離剤の塗布などが行われ、打設中の管理が適切である。 6. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 7. コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 8. 鉄筋の規格・品質が、証明書類で確認できる。 9. コンクリート打設までにどろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 10. 鉄筋の加工及び組立、かぶり設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。 （※鉄筋交差部が強固に結束され、結束線がかぶりに入らないように内側に折り込まれているか 等。） 11. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 12. コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足し、気候等に応じ適切に行われている事が確認できる。（日数、方法等） 13. スパナの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14. セパレータ部の処理が適切に実施されている。 15. クラックが無い。クラックがある場合であっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。 16. その他 理由： 評価値が95%以上・・・a 評価値が90%以上85%未満・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d				
		00					
	(2) 土工事 (切土・盛土・築堤等工事)	評価対象	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			[評価対象項目] 1. 施工に先立ち適切に丁張を設置し、また施工中にも適宜点検し精度の向上及び変状の発見に努めている。 2. 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。（作業終了・中断時含む。） 3. 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 4. 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 5. 締め固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 6. 一層当たりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 7. 芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 8. 構造物周辺の締め固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 9. 土羽土の土質が適正な土質で行っていることが確認できる。 10. 品質管理に必要な各種試験を行い、適切な施工がされていることが確認できる。 11. 法面に有害な亀裂が無い。クラックや損傷部がない。 12. 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 13. その他 理由： 評価値が95%以上・・・a 評価値が90%以上85%未満・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d				
		00					

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(6) 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質				<p>【評価対象項目】</p> <p>【工場製作関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 孔開けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 素地調整を行う場合、第1種後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 検査路、落橋防止装置、配水管等の付属物のめっき、防食、塗装が適切であることが確認できる。 その他 <p>理由： _____</p> <p>【架設関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> クレーン、ベントなどの設置位置における地盤支持力を確認している。 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 高力ボルトの品質が、証明書で確認できる。 ボルトのセットを適切に管理・保管しており、出荷時の品質が施工時まで保たれていることが確認できる。 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。 支承の据付で、コンクリート面のチャッキング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 香座の材料・施工が適切である。(無収縮セメントを使用、打設前に座面を湿润状態にし、また確実に充填されるよう注意している。) 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 架設に用いる仮設備及び架設用機械について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。(※架設計画書等による確認) 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。 その他 <p>理由： _____</p>				
			0 0	<p>評価値が95%以上・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が90%以上85%未満・・・・ a'</p> <p>評価値が85%以上90%未満・・・・ b</p> <p>評価値が80%以上85%未満・・・・ b'</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・・ c</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・ c'</p>				

別紙-4-3-5

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(7) 塗装工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目]		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質				1. 塗装作業にあたり塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 2. カリを入念に実施していることが確認できる。 3. 天候状況の確認、気温及び湿度の測定をおこない、塗装作業を行っていることが確認できる。 4. 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 5. 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油膜等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6. 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7. 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8. 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 10. その他 理由：				
		0	0	評価値が95%以上・・・・・・ a 評価値が90%以上85%未満・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(8) 護岸・根固・水制工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質				〔評価対象項目〕 1. 施工面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 2. 裏込材及び胴込コンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 3. 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 4. 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び、水密性を確保していることが確認できる。 6. 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7. 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8. 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9. 使用材料の品質が証明書類で確認できる。 10. 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 11. コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 12. 施工にあたって、床堀箇所への湧水及び滞水は、排除して施工していることが確認できる。 13. 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14. クラックが無い。クラックがある場合であっても、それらが進行性または貫通クラックではなく、適切な処理を行っている。 15. 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意を払っている。 16. その他 理由：_____				
				評価値が95%以上・・・・・・ a 評価値が90%以上85%未満・・・・ a 評価値が85%以上90%未満・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				
	(9) 海岸工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
				〔評価対象項目〕 1. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 2. 運搬、打設、締め固め及び養生が、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3. 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 5. 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 6. 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 7. 吸出し防止材を所定の幅で重ね合わせており、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8. ブロック・捨石の据付について、強度の凸凹がなく、かみ合わせが良く安定している。 9. 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 10. 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 11. その他 理由：_____				
				評価値が95%以上・・・・・・ a 評価値が90%以上85%未満・・・・ a 評価値が85%以上90%未満・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(10) 砂防構造物工事及び地すべり防止工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質	(集水井戸工事を含む)			<p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリートの配合試験及び試験練りを行っておりコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 （※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミキストコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 2. コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイクレートの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 5. コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 6. 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 7. 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 8. 地山との取り合わせが適切に行われている。 9. 鉄筋または鋼材の規格が証明書類で確認できる。 10. アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 11. ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 12. ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 13. クラックが無い。クラックがある場合でもあっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。 <p>【砂防構造物工事に適用】</p> <ol style="list-style-type: none"> 14. 施工基面が平滑に仕上げられている。 15. コンクリートを打ち込む基礎岩盤および水平打継目のコンクリートは、吸水させ湿潤状態にし、モルタルを塗りこむように敷設している。 16. コンクリート打設方法が適切である。（打込み高さ・一層厚さ・締固め・リフト高さ・打継ぎ目処理・養生 等） 17. 工場製作部分について、原寸、工作、溶接に関する事項が適切に記録されている。 18. 鋼製部材の現場塗装において、時期・素地調整・塗装方法・塗膜状況が適切であることが確認できる。 19. 工事銘版、施設銘板が適切にとりつけられている。 20. その他 理由: <p>【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 21. アンカーが設計図書どおり施工してあることが確認できる。 22. ライフプレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。 23. ライフプレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 24. 集・排水ボート・リング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。 25. 抑止杭工について、排出土および掘削時間等から、地質の状況が記録され、基岩又は固定地盤面の深度が確認できる。 26. その他 理由: 				
				<p>評価値が95%以上・・・・・・ a 評価値が90%以上85%未満・・ a 評価値が85%以上90%未満・・ b 評価値が80%以上85%未満・・ b 評価値が60%以上80%未満・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d</p>				
				0	0			

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート橋工事 (PC及びRCを対象)	(11)		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質				[評価対象項目] 1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミクスコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 2. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイクレタの機種、養生方法等が適切に行われている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 5. 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 6. 鉄筋の規格・品質が証明書類で確認できる。 7. 鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8. コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 9. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 10. スパースの材質が適正で、品質が確認できる。 11. スパースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 12. プレキャストブロックのプレクション管理が適切に行われている。 13. 装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。 14. 緊張及びクランク管理が適切に実施されている。 15. プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 16. 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。 17. プレキャストブロックの損傷対策が適切である。（※取卸し時において、ブロック接合面等を十分保護している。） 18. プレキャストブロックの接続施工が適切である。 19. クラックが無い。クラックがある場合であっても、進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づく適切な処置を行っている。 20. 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。 21. 沓座モルタルの材料・施工が適切である。（無収縮モルタルを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している。） 22. 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。 23. その他 理由：_____				
			0 0	評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90%以上85%未満・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(12) 舗装工事 (改良系)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質				<p>【評価対象項目】</p> <p>【路床・路盤工関係】</p> <p>1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。</p> <p>2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。</p> <p>3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。</p> <p>4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。</p> <p>5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p>6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。</p> <p>7. 路床・路盤工のブルドーリングを行い、ローマークがないことが確認できる。</p> <p>8. 路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。</p> <p>9. その他 理由:</p> <p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p>10. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。(アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く。)</p> <p>11. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>12. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。</p> <p>13. 舗設後、交通開放を適切に行っている。</p> <p>14. 舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。</p> <p>15. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。</p> <p>16. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。</p> <p>17. フライコート、タックコートが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。</p> <p>18. フライコート、タックコートが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。</p> <p>19. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。</p> <p>20. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。</p> <p>21. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。</p> <p>22. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。</p> <p>23. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。</p> <p>24. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。</p> <p>25. その他 理由:</p> <p>【コンクリート舗装工関係】</p> <p>26. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 (※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミッドコンクリートを用いる場合に評価対象とする。)</p> <p>27. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>28. コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ、空気量等が確認できる。</p> <p>29. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>30. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。</p> <p>31. 材料が分離しないようコンクリートを敷き均している。</p> <p>32. チェア、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>33. 目地の設置位置・構造が適正であることが確認できる。</p> <p>34. その他 理由:</p> <p>【共通】</p> <p>35. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。</p>				
		0	0	評価値が95%以上・・・・・・・・a 評価値が90%以上85%未満・・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d				

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(13) 舗装工事 (修繕系)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質				<p>【評価対象項目】</p> <p>【路床・路盤工関係】</p> <p>1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。</p> <p>2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。</p> <p>3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。</p> <p>4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。</p> <p>5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p>6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。</p> <p>7. 路床、路盤工のブルドーリングを行い、ローマークがないことが確認できる。</p> <p>8. 路床・路盤工において、現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。</p> <p>9. 路上再生路盤工において、施工時の添加材料の噴出量等が設計どおりであることが資料で確認できる。</p> <p>10. その他 理由:</p> <p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p>11. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。 (アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く。)</p> <p>12. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。</p> <p>13. 混合物の温度管理が、プラウト出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。</p> <p>14. 舗設後、交通開放を適切に行っている。</p> <p>15. 舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。</p> <p>16. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。</p> <p>17. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。</p> <p>18. プライムコート、タックコートが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。</p> <p>19. プライムコート、タックコートが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。</p> <p>20. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。</p> <p>21. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。</p> <p>22. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。</p> <p>23. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。</p> <p>24. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。</p> <p>25. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。</p> <p>26. その他 理由:</p> <p>【共通】</p> <p>27. 工法の適否や、変更・追加等の有無を確認するために、施工前・中などにおいて現地調査を十分に行っている。</p> <p>28. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。</p>				
		0	0	評価値が95%以上・・・・・・・・a 評価値が90%以上85%未満・・・a 評価値が85%以上90%未満・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・c				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(14) 法面工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質				<p>〔評価対象項目〕</p> <p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工基面が平滑に仕上げられている。 2. 設計図書に示されている法勾配で適切に施工されている。 3. 施工面の浮石除去・除根等が適切におこなわれている。 4. 吹付け材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. 吹付け技能工（ノズルマン・ガンマン）の技量が適切であることが確認できる。 6. 法面の変状を常に監視し、施工している。 <p>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 土壌試験を実施し、施工に反映している。 8. ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 9. 吹付け厚さが均等である。 10. 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。 11. 法面端部付近にラウディングを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。 12. 基材の配合が適切であることが確認できる。 13. 吹付完了後、保護養生が行われている。（養生材吹付、散水養生 等） 14. その他 理由：_____ <p>【コンクリート、又はモルタル吹付工関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 15. 金網の重ね幅が10cm以上確保されている。 16. ラス張りの鉄筋が、仕様書のとおり施工されていることが確認できる。 17. 吹付け厚さが均等である。 18. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 19. 跳ね返り材料が適切に処理されている。 20. 吸水性の吹付け面の場合に、事前に吸水させていることが確認できる。 21. 法面端部付近にラウディングを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。 22. 水抜管を湧水部や凹部に配慮して設置している。 23. その他 理由：_____ <p>【打抜き工関係（現場打・プレキャスト・現場吹付等）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 24. アンカーが適切に施工されていることが確認できる。（長さ、定着等） 25. 配筋状況が適切である。 26. 打継ぎ目の施工が適切である。（打継ぎ目は水洗いやセメントペーストにより附着性の向上を図っている。） 27. 現場養生が適切に行われている。 28. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 29. アンカーと枠の連結や、枠のかみ合わせが適切である。 30. 枠と法面間の処理が適切で、密着していることが確認できる。 31. 枠内に空隙がないことや、中詰め材が沈下・流出していないことが確認できる。 32. 層間にはく離がないことが確認できる。 33. 跳ね返り材料が適切に処理されている。 34. その他 理由：_____ 				
				<p>評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が90%以上85%未満・・・・ a'</p> <p>評価値が85%以上90%未満・・・・ b</p> <p>評価値が80%以上85%未満・・・・ b'</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・・ c</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d</p>				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目		工種		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	(15)	評価対象	評価	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目]		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
II. 品質				1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 （※◎マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、◎マーク取得工場であってもJIS A5308以外のレディミックスコンクリートを用いる場合に評価対象とする。） 2. コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 3. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4. コンクリート打設について、施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法等を行っている。 5. 鉄筋又は鋼材の規格が証明書類で確認できる。 6. コンクリート打設までの鉄筋、鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 7. 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 8. 金網の継ぎ目を15cm（一目）以上重ね合わせていることが確認できる。 9. 吹付コンクリートは浮石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 10. 吹付コンクリートの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。 11. 吹付コンクリートの配合及びロップルトの種別・規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12. ロップルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 13. ロップルトの地山との定着方法が適切である。 14. インハート工において、掘削状況、打設方法が適切である。 15. 防水工に防水シートを使用する場合は、ロップルト等の突起物にもトルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 16. 覆工コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。 17. 逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。 18. 常に切羽及び地表面の状況を確認して施工していることが確認できる。 19. 裏込め注入の施工時期・方法が適切で、状況がデータで確認できる。 20. その他 理由：_____				
		0	0	評価値が95%以上・・・・・・・・ a 評価値が90%以上85%未満・・・・ a 評価値が85%以上90%未満・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・ d				

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	(16) 植栽工事			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目] 1. 土壌硬度試験及び土壌試験 (PH) を実施し施工に反映している。 2. 施肥・かん水等、活着管理が適切におこなわれている。 3. 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。 4. 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 5. 余刺枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 6. 植栽する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。 7. 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。 8. 樹木、地被類、つる性物等には樹幹の割れ、病虫害などがなく確認できると共に、仕様書に基づいた植え付けが適切になされている。 9. 埋戻土が設計図書に基づいた性状であり、小石・ごみ・雑草・夾雑物を含まない適切なものであることが確認できる。 10. 支柱・添え木をぐらつかないように設置していることが確認できる。 11. その他 理由： _____ 評価値が95%以上・・・a 評価値が90%以上85%未満・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	(17) 建築工事 (土木関連)			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 [評価対象項目] 1. 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 2. 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 3. 機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 4. 躯体の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、建造物の品質が確保されている。 5. 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され良質な施工が伺える。 6. その他 理由： _____ 評価値が95%以上・・・a 評価値が90%以上85%未満・・・a' 評価値が85%以上90%未満・・・b 評価値が80%以上85%未満・・・b' 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d		品質が測定項目、測定基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	(25) 維持工事 (清掃工、付属、物工、除雪、応急処理等)			<p>〔評価対象項目〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜的確に行っていることが確認できる。 2. 建造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4. 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 <p>5. 理由： _____</p> <p>6. 理由： _____</p> <p>7. 理由： _____</p> <p>8. 理由： _____</p> <p>●判断基準</p> <p>該当項目が6項目以上・・・a 該当項目が5項目以上・・・a' 該当項目が4項目以上・・・b 該当項目が3項目以上・・・b' 該当項目が2項目以下・・・c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		0	0					
	(26) 修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)			<p>〔評価対象項目〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2. 建造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4. 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕計画等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 <p>5. 理由： _____</p> <p>6. 理由： _____</p> <p>7. 理由： _____</p> <p>8. 理由： _____</p> <p>●判断基準</p> <p>該当項目が6項目以上・・・a 該当項目が5項目以上・・・a' 該当項目が4項目以上・・・b 該当項目が3項目以上・・・b' 該当項目が2項目以下・・・c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は、測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		0	0					

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び出来 ばえ	(27) 機械設備工事			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、 監督員が文書で改善指示を行い 改善された。 検査時に評価対象項目に ついて不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は、 測定値が不適切であったため、 検査員が修補指示を行った。
II. 品質				<p>[評価対象項目]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 2. 設備の機能及び性能が、設計・承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 3. 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4. 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 5. 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6. 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 7. 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 8. 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 9. 電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 10. 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 11. 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 12. 二次コンクリートの配合試験及び試験練を実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 13. バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 14. 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 15. 回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしていることが確認できる。 16. 構造劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 17. 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 18. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 19. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 20. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。 21. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備している。 22. 完成図書・取扱説明書において、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 23. その他 理由： _____ <p>評価値が95%以上・・・ a 評価値が90%以上85%未満・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d</p>				
		0	0					

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

3. 出来形及び出来ばえ	I. 品質	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	e	
					適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
(28)	電気設備工事 (照明設備・変電設備・その他類似工事含む)				<p>〔評価対象項目〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製作着手前に、品質や性能の確保にかかる技術検討が実施していることが確認できる。 2. 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。 4. 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 5. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 6. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 7. 操作スイッチや表示灯が設計図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 8. ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 9. 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10. 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作業が確認できる。 11. 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12. 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 13. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 14. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。 15. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 16. その他 理由： _____ <p>評価値が95%以上・・・・・・ a 評価値が90%以上85%未満・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d</p>					
(29)	通信・弱電・その他類似工事				<p>〔評価対象項目〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 2. 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥が無く満足している。 4. 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5. 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6. ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 7. 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 8. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 9. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。 10. 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 11. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成（改造・更新・修繕の場合は修正）していることが確認できる。 （※編集手法について評価する。） 12. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。 13. 完成図書・取扱説明書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。 14. その他 理由： _____ <p>評価値が95%以上・・・・・・ a 評価値が90%以上85%未満・・・・ a' 評価値が85%以上90%未満・・・・ b 評価値が80%以上85%未満・・・・ b' 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d</p>					

別紙-4-4-1

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検 査 員)

調査項目	工 種	評価 対象	評価	a		b		c		d	
				優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
3. 出来形 及び出来 ばえ	1. コンクリート構造物工事			● 評価対象項目							
				1.コンクリート構造物の表面状態が良い。 2.コンクリート構造物の通りが良い。 3.天端、端部等の仕上がりが良い。 4.クラック(ヘアクラック含む)がない。 5.漏水がない。 6.全体的な美観が良い							
				0	0						
	2. 土工事 (切土・盛土・築堤 等工事)			● 評価対象項目							
				1.仕上げが良い。 2.通りが良い。 3.天端及び端部の仕上げが良い。 4.構造物へのすりつけ・とりあいなどが良い。 5.規定された勾配が確保されている。 6.切土法面の施工にあたって、法面の浮き石・木根等が除去されているなど、適切に施工されている。 7.切土法面勾配の変化部について、緩衝部を設けるなど適切に施工されている。 8.雨水・湧水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 9.全体的な美観が良い。							
				0	0						
	3. 補強土壁工事			● 評価対象項目							
				1.壁面材の割れ、欠け、汚れ、変形等がない。 2.基礎上面の平坦性が良い。 3.天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4.壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 5.全体的な美観が良い。							
				0	0						

●判断基準
 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a
 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b
 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c
 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

別紙-4-4-2

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評価	a		b		c		d	
				優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ	4. 取壊し工事	● 評価対象項目									
		1. きめ細やかな施工がされている。									
		2. 既存部分や関連設備との調整がなされている。									
		3. 取壊し後の整地仕上りの状態が良好である。									
		4. 取壊し対象（リサイクル材・産業廃棄物等）の散乱がなく、処理が適切である。									
		0	0								
	5. 二次製品構造物工事	● 評価対象項目									
		1. 構造物の通りが良い。									
		2. 材料の連結、かみ合わせが良い。									
		3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。									
		4. 製品に割れ、欠けがない。									
		0	0								
	6. 鋼橋工事	● 評価対象項目									
		1. 表面に補修箇所が無い。									
		2. 部材表面に傷及び錆が無い。									
		3. 溶接に均一性がある。									
		4. 塗装に均一性がある。									
		0	0								
	7. 塗装工事	● 評価対象項目									
		1. 塗装の均一性が良い。									
		2. 細部まできめ細やかな施工がされている。									
		3. 補修箇所が無い。									
		4. クレの施工状況が良好である。									
		0	0								
	8. 護岸・根固・水制工事	● 評価対象項目									
		1. 通りが良い。									
		2. 材料のかみ合わせが良い。									
		3. 天端、端部の仕上げが良い。									
		4. 既設構造物とのすりつけがよい。									
		0	0								

●判断基準
 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a
 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b
 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c
 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d

別紙-4-4-3

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ	9. 海岸工事			● 評価対象項目 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 2. コンクリート構造物の通りが良い。 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4. クラック(ヘアクラック含む)がない。 5. 漏水がない。 6. ブロック等のかみ合わせがよく、安定している。 7. 全体的な美観が良い。				
					0	0		
	10. 砂防構造物工事及び地すべり防止工事			● 評価対象項目 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 2. コンクリート構造物の通りが良い。 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4. クラックがない。 5. 漏水がない。 6. 地山との取り合いが良い。 7. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 8. 全体的な美観が良い。				
					0	0		
	11. コンクリート橋工事			● 評価対象項目 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 2. コンクリート構造物の通りが良い。 3. 天端及び端部の仕上げ等が良い。 4. 支承部の仕上げが良い。 5. クラック(ヘアクラック)が無い。 6. 付属物工の取り付けが良い。 7. 全体的な美観が良い。				
					0	0		
	12. 舗装工事(改良系)			● 評価対象項目 1. 舗装の平坦性が良い。 2. 構造物の通りが良い。 3. 端部処理が良い。 4. 構造物や既設舗装へのすりつけ等が良い。 5. 雨水処理が良い。 6. 全体的な美観が良い。				
					0	0		
	13. 舗装工事(修繕系)			● 評価対象項目 1. 舗装の平坦性が良い。 2. 構造物の通りが良い。 3. 端部処理が良い。 4. 構造物や既設舗装へのすりつけ等が良い。 5. 雨水処理が良い。 6. 全体的な美観が良い。				
					0	0		

●判断基準
 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a
 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b
 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c
 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d

別紙-4-4-4

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

調査項目	工種	評価対象	評価	a		b		c		d	
				優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ	14. 法面工事	● 評価対象項目									
		1. 通りがよい。									
		2. 植生、吹付等の状態が均一である。									
		3. 発芽・生育状態が良い。									
		4. 吹き付け表面の割れが無い。									
		5. 端部処理が良い。									
		6. コンクリート構造物の表面状態がよい。									
		7. クラックがない。									
		8. 全体的な美観が良い。									
			0	0							
	15. トンネル工事	● 評価対象項目									
		1. コンクリート構造物の表面状態が良い。									
		2. コンクリート構造物の通りが良い。									
		3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。									
		4. クラックがない。									
		5. 漏水がない。									
		6. 全体的な美観が良い。									
			0	0							
	16. 植栽工事	● 評価対象項目									
		1. 樹木の活着状況が良い。									
		2. 個々の樹木整姿が良い。									
		3. 植え付け面の仕上げが良い。									
		4. 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。									
		5. 支柱の取り付けが堅固である。									
		6. 全体的な美観が良い。									
			0	0							
	17. 建築工事(土木関連)	● 評価対象項目									
		1. 建物の通り、形状が良い。									
		2. 仕上げの均一性、平坦性が良い。									
		3. 機能面での配慮が適切である。									
		4. 防水の納まりが良好である。									
		5. 関連工事との取り合いが良い。									
		6. 全体的な美観が良い。									
			0	0							

●判断基準
 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a
 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b
 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c
 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

別紙-4-4-5

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

検査項目	工種	評価対象	評価	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	18. 標識・ 区画線等設置工事 ・防護柵(網)	【防護柵(網)工事】					
		● 評価対象項目					
		1. 通りが良い。 2. 端部処理が良い。 3. 部材表面に傷及び、錆がない。 4. 既設構造物等とのすりつけが良い。 5. きめ細やかな施工がなされている。 6. 全体的な美観が良い。					
		【標識工事】					
		● 評価対象項目					
		1. 設置位置に配慮がある。 2. 標識板の向き、並びに角度、及びその支柱の通りが良い。 3. 部材表面に傷及び、錆がない。 4. 標識板の支柱に変色が無い。 5. 支柱基礎工周辺の仕上がりが入念に埋め戻されている。 6. 全体的な美観が良い。					
		【区画線工事】					
		● 評価対象項目					
		1. 塗料の塗布が均一である。 2. 視認性が良い。 3. 接着状態が良い。 4. 施工前の清掃が入念に実施されている。 5. 通りが良い。 6. 全体的な美観が良い。					
		0	0				
19. 浚渫・覆砂工事		● 評価対象項目					
		1. 浚渫・覆砂の全体的な仕上がりが、平均化されている。 2. 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 3. 施工の周辺環境への影響は軽微である。 4. 浚渫土の処理が適切である。 5. 浚渫・覆砂の着手・完成時の測量が整備されている。					
		0	0				
20. 港湾築造工事 (浚渫・漁港築造 工事を含む)		● 評価対象項目					
		1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 2. コンクリート構造物の通りが良い。 3. 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 4. クラックがない。 5. 漏水がない。 6. ブロック等のかみ合わせがよく、安定している。 7. 全体的な美観が良い					
		0	0				

●判断基準
 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a
 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b
 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c
 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

別紙-4-4-6

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検 査 員)

調査項目	工 種	評価 対象	評価	a		b		c		d	
				優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
3. 出来形 及び出来 ばえ	21. 基礎工事 (地盤改良等を含む)			● 評価対象項目							
				1. 土工関係の仕上げが良い。 2. 通りが良い。 3. 端部及び天端の仕上げが良い。 4. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 5. 施工箇所が整理されている。(例：改良材/剤や泥等の散乱がない)							
				0 0							
	22. 仮設工事			● 評価対象項目							
				1. 鋼矢板・親杭の通りが良い。 2. 覆工板にがたつきがない。 3. 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 4. 床付け面の仕上げがよい。 5. 主・副部材の取り付けが適切である。 6. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 7. 全体的な美観が良い。							
				0 0							
	23. 下水道工事			● 評価対象項目							
				[共 通]							
				1. 通りが良い。 2. 漏水がない。 3. クラカがない。 4. マホ-ル天端と路面とのすりつけが良い。 5. マホ-ルのイグ-ットの仕上げが良い。 6. 残土等は適切に処理されている。							
				[管 路]							
				7. 管路の割れ、欠けがない。 8. 継ぎ手面にパ-ッキ-の設置が確実になされている。 9. 管路間の目違い、段差が少ない。 10. 管路継ぎ手部-の締め付け状況がよい。 11. 全体的な美観が良い。							
				[シ--ト]							
				12. RCシ-トの割れ、欠けがない。 13. 継ぎ手面の防水が確実になされている。 14. シ-ト間の目違い、段差が少ない。 15. シ-トの締め付け状況が良い。 16. 全体的な美観が良い。							
				0 0							
	24. 電線共同溝工事			● 評価対象項目							
				1. 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 2. プレキャストコンクリ-トブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 3. 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 4. 関連する付属構造物・施設の据付等仕上がりが良い。 5. 全体的な美観が良い。							
				0 0							

●判断基準
 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a
 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b
 評価値が60%以上80%未満・・・・・・ c
 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d

別紙-4-4-7

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検 査 員)

考査項目	工 種	評価 対象	評価	a		b		c		d	
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている				
3. 出来形 及び出来 ばえ	25. 維持工事			● 評価対象項目							
				1. 小構造物等にも注意が払われている。 2. きめ細かな施工がなされている。 3. 既設構造物とのすりつけが良い。 4. 安全性、維持管理等への配慮がなされている。 5. 全体的な美観が良い。							
			0	0							
	26. 修繕工事			● 評価対象項目							
				1. きめ細かな施工がなされている。 2. 構造物の表面状態が良い。 3. 端部の仕上げが良い。 4. 既設構造物とのすりつけが良い。 5. 全体的な美観が良い							
			0	0							
	27. 機械設備工事			● 評価対象項目							
				1. 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 2. 機器のすえつけが適切になされている。 3. 土木構造物、既設設備等とのとりあいが良い 4. 溶接、塗装、組立にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. 全体的な美観が良い。							
			0	0							
	28. 電気設備工事 (照明設備・受変 電設備・その他 類似工事含む)			● 評価対象項目							
				1. 機器のすえつけが適切になされている。 2. 安全性の確保、環境、及び維持管理等への配慮がなされている。 3. 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 4. ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. 全体的な美観が良い。							
			0	0							
	29. 通信・弱電・ その他類似工事			● 評価対象項目							
				1. 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 2. 安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3. 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 4. 当該設備および関連設備が全体的に協調および統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. 全体的な美観が良い。							
			0	0							

●判断基準
 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a
 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b
 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・ c
 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・ d

別紙-4-4-8

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

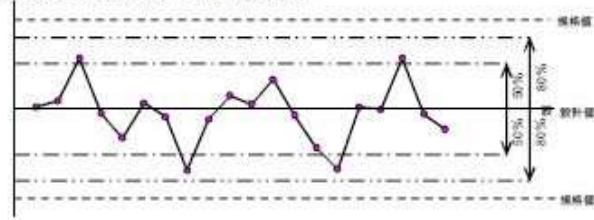
審査項目	工種	評価対象	評価	a	b	c	d	
				優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ	30. 上記以外の工事又は合併工事			● 評価対象項目				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上..... a</p> <p>評価値が80%以上90%未満..... b</p> <p>評価値が60%以上80%未満..... c</p> <p>評価値が60%未満..... d</p> </div>
				1. 理由:				
				2. 理由:				
				3. 理由:				
				4. 理由:				
				5. 理由:				
				* 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。				
				0	0			

出来形及び品質のばらつきの考え方

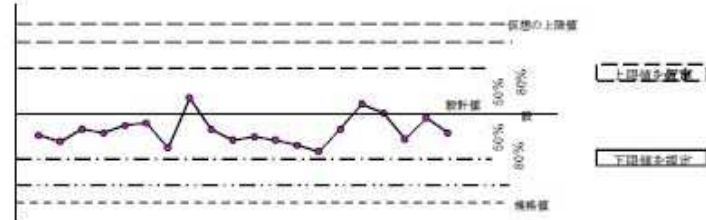
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

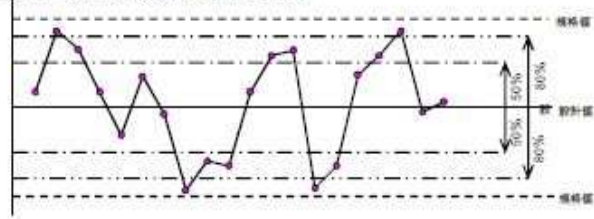
①ばらつきが50%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)

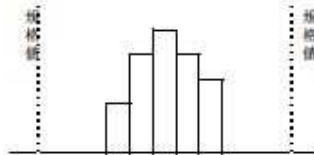


②ばらつきが80%以下と判断できる例

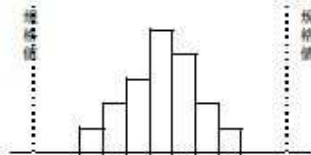


[度数表またはヒストグラムの場合]

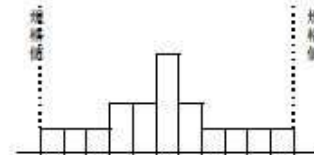
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



(別紙—6) 建設工事成績評定作業の指針(案)

1. はじめに

- 1) 本指針は、工事成績評定表(土木工事編)を適用する工事を対象とする。
- 2) 本指針は、考査項目別運用表を作成する際に適用する。
- 3) 本指針に基づいて、工事成績評定作業の適正化を図る。

2. 共通留意事項

- 1) 工事成績評定は、工事成績調書と工事成績採点基準からなる。
- 2) 工事成績調書の留意事項
 - ①調書下段に記載の注意書きをよく読み、理解したうえで記入すること。
 - ②成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は、各工事の専任監督員並びに主任監督員及び総括監督員に任命された吏員が行う。
 - a. 専任監督員:評定者は1名とする。各工事において施工のプロセスを把握できる者が行うことを原則とする。
 - b. 主任監督員:評定者は1名とする。各工事の施工の全体を掌握できる者が行うことを原則とする。
 - c. 総括監督員:評定者は1名とする。各発注機関において、発注工事への総括的判断を担う者が行うことを原則とする。
 - d. 検査員:評定者は1名とする。

※総括監督員を置かない工事においては、主任監督員と総括監督員の評定は主任監督員が行うものとする。

3) 工事成績採点基準

- ①評価対象項目は、採点する判断、根拠を項目に表しチェックするものであり、より客観性、透明性を持ったものである。

* 評価対象項目の□欄の取り扱いについて、

評価対象項目が工事の評価内容に該当し、評価の対象となる場合

- ・評価対象欄□をチェック☑する。
- ・加点(評価)する場合は、評価欄□をチェック☑する。
- ・加点(評価)しない場合は空白□とする。

- ②評価値%は、小数点以下を切り捨てし整数とする。

- ③各考査項目ごとの採点にあたっては、各々独立して検査員の評価に先立って記入する。

3. 専任監督員留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

1) 施工体制・施工状況

①評価対象項目について「施工プロセスのチェックリスト」等、記録・提出資料に基づいて評価する。

2) 出来形及び出来ばえ

a) 出来形

①評価対象工事が、[一般土木工事]、[機械設備工事]、[電気設備工事、通信・弱電・その他類似工事]のいずれに該当するかを検討し、該当工事種別の評価対象項目に沿って評定するものである。

b) 品質

①各評価対象項目が、当該工事の評価内容に該当するか否かをよく吟味し、評価すること。

②原則として主たる工種を特定して採点するが、小規模、多工種等で評定が困難な場合は、最大3工種に絞って評定できるものとする。

また、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。

3) 創意工夫

① 施工計画書にこのことが記載又は事前に請負人から自主的に創意工夫にかかる資料提出され、これらの項目が施工等に反映されており、その工夫の効果が認められると判断された場合は、検査員と合議のうえ、評価対象とする。

(※ 請負者から提出された項目を、無条件で全て評価するものではない。)

② 用紙欄外の「※1～※4」の注釈を参考にすること。

4. 主任監督員留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

1) 施工状況

a) 工程管理：該当項目を、現場への臨場、実施工程表、工事履行報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断して評価する。

b) 安全対策：該当項目を、現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に総合的に判断して評価する。

2) 工事特性

①対応事例を参考にして、技術力キーワード一覧表で評価する。

(※工事特性内容をよく吟味し安易な加点とせず、工事特性に対する技術力の評価となるよう、検査員と合議のうえ、厳密に評価すること。)

②用紙欄外の「※1～※3」の注釈を参考にすること。

3) その他

①主任監督員は、施工状況の評価(工程管理及び安全対策)について、後に専任監督員の評点と矛盾しない客観的かつ適正な評点すること。

②総括監督員を置かない工事においては主任監督員が、総括監督員の「社会性等」と「法令遵守等」の評定

を行う。

5. 総括監督員留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

1) 社会性等

- a) 地域への貢献等: 該当項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類などを基に総合的に判断して評価する。

(※ 日常の現場周辺管理に含まれるような、清掃活動は評価対象としない。

※ 本体工事において不良箇所がない場合に、社会性等の該当項目を加点評価する。)

2) 法令遵守等

①適用事例等を参照し、該当する措置内容の項目により判断する。

②評価は、当該工事の契約期間中に当該工事に直接係わりがある場合とする。

③総合評価落札方式において、請負者の責により技術提案を満足する施行が行われない場合、10点を限度に以下により減点する。

減点 = 10点 × (不履行の項目数 / 評価された項目数)

例) 評価された項目数が3で不履行の項目数が2のとき

減点 = 10点 × 2 / 3 = 6.6 (小数点以下第2位を切り捨て)

6. 検査員留意事項

留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

1) 施工状況

a) 施工管理 ;

専任監督員の考査項目と類似、若しくは同一の考査項目が一部あるため、検査員は必要に応じ、専任監督員等から聴き取りを行い、客観的に適正かつ厳格に評点するものとする。

2) 出来形及び出来ばえ

a) 出来形

①評価対象工事が、[一般土木工事]、[機械設備工事]、[電気設備工事、通信・弱電・その他類似工事]のいずれに該当するかを検討し、該当工事種別の評価対象項目に沿って評定するものである。

②専任監督員の考査項目と類似、若しくは同一の考査項目が一部あるため、検査員は必要に応じ、専任監督員等から聴き取りを行い、客観的に適正かつ厳格に評点するものとする。

b) 品質

①原則として主たる工種を特定して採点するが、小規模、多工種等で評定が困難な場合は、最大3工種に絞って評定できるものとし、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。

②専任監督員の考査項目と同一の考査項目であるため、検査員は必要に応じ、専任監督員等から聴き取

りを行い、客観的に適正かつ厳格に採点するものとする。

c) 出来ばえ

- ①原則として主たる工種を特定して採点するが、小規模、多工種等で評定が困難な場合は、最大3工種に絞って評定できるものとし、工事成績採点基準にかかる表の工種に合致しない工事の場合は、「上記以外の工事、又は合併工事」の欄で採点する。
- ②「全体的な美観が良い」という考査項目は、当該評価対象構造物のみではなく、周辺地形や既設構造物との取り合いがよく、工事区間の清掃が行き届いていることも考慮し、総合的に判断する。

7. その他

- 1) 成績評定通知後に評定の修正を行う必要が生じた場合は、所長又は所管事業課長は、建設企画課土木工事検査 G に連絡のうえ、その指示により修正した評定結果を請負者へ通知するものとする。
- 2) 成績評定通知後に契約不適合が発見される等、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づき、当該工事の施工にあたり指名停止の措置が決定され指名停止期間が定められた場合においては、考査項目「7. 法令遵守等」を準用し、指名停止期間等に基づき「7. 法令遵守等」の評定点を減点する。評定の修正は指名停止措置にあわせて行う。
- 3) 時間的制約を受ける公共土木工事で、受注業者の責により、施工時間を逸脱し作業を行っていることが確認された場合は、「7. 法令遵守等」を準用し、「9. その他」の項目において採点する。

※この作業指針(案)は、平成19年4月1日から運用する。

※この作業指針(案)は、平成20年4月1日から運用する。

※この作業指針(案)は、平成24年4月1日から運用する。

※この作業指針(案)は、平成25年9月26日から運用する。

※この作業指針(案)は、平成28年4月1日から運用する。

※この作業指針(案)は、平成29年4月1日から運用する。

※この作業指針(案)は、平成30年4月1日から運用する。

※この作業指針(案)は、平成31年4月1日から運用する。

※この作業指針(案)は、令和3年4月1日から運用する。

※この作業指針(案)は、令和7年4月1日から運用する。

※この作業指針(案)は、令和8年4月1日から運用する。